

○財務省告示第三百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び「利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法

イ 利回り競争入札発行 各申込みのうち応募額を順次低いものからその応募額を順次低い

十 十
一 一
発 行
行 行
価 格
日 日

十 十
三 二
の 経 利
払 過 利
込 利 子
み 子 率

十 四
初 期
利 子

す。平成二十二年十一月十二日
額金二百円につき百三十九
年・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額を加えた第
十号の規定する期日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times 53}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、おいて、その利子
に係る所得が、源泉徴収され
るもの記載又は記録されるも
口座に記入又は記録される
のについで、前記(一)の算式
に、前記(一)の金額を乗じた
金額に、百分の二十を乗じた
金額(おいたし、当該国債を
額金に、前記(一)の金額を乗
住者又は外国人居る者又
に、前記(一)の金額に、該
出た金額に、適用を受ける所
は、外国税法が適用を受ける
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。
平成二十三年三月十日を
期とし、次の算式により算
た金額を支払う。ただし、支
が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成六年三月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十一月十二日
十六	償還期限						
十七	償還金額						
十八	元利支						
十九	払場所						
二十	入札参加						
二十一	払込期日						